

## 感染症罹患による「出席停止」について

学校は子どもたちの集団生活の場であり、感染症に罹患した場合は他者への感染を防止することが必要です。下記の感染症にかかった場合、あるいはその疑いがある場合は「出席停止」となりますので、医師の許可が出るまでは登校させないでください。医師の指示に従って、必要と認められた期間は自宅で十分休養させてください。

感染のおそれがないと認められ登校する際は、医師より「治癒(登校許可)証明書」を発行していただき学校まで御提出ください。なお、出席停止の期間は欠席扱いにはなりません。

### ○出席停止の感染症

H24.4.1施行 学校保健安全法施行規則第18条.19条より

	病 名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。) 上記の他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ *鳥インフルエンザ(H5N1)を除く	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 流行を広げる可能性があり、第3種の感染症として扱う場合もあるその他の感染症(医師にご相談ください。) 溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、伝染性紅斑(りんご病)、手足口病、ヘルパンギーナ、ウイルス性肝炎 等	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

### ○提出書類について

上記の感染症が治癒したら、「治癒(登校許可)証明書」の提出をお願いします。

- ・「治癒(登校許可)証明書」の発行は医療機関によって有料の場合があります。御了承ください。
- ・一般の診断書は高額です。「感染症の治癒(登校許可)証明書」を発行してもらうように確認してください。
- ・学校の用紙をご家庭に1枚配布しますので必要に応じて使用してください。
- ・用紙は分校のホームページからもダウンロードできます。
- ・学校に提出するのは、医療機関の用紙でも学校の用紙でもどちらでもけっこうです。
- ・御不明な点がありましたら、学校まで御連絡ください。